

手紙形式による人権問題講義

——〈構造的差別〉のソシオグラフィの試み

三浦 耕吉郎*

■要 旨

この論文は、差別という社会的な不幸を、認識し、分析し、記述するための、方法的な試論という位置づけをもっている。マイノリティ（＝被差別者）とマジョリティ（＝差別者）という従来の二分法的思考を根底から問い直すことにより、私たちは〈構造的差別〉というあらたな認識枠組みを提起する。〈構造的差別〉とは、差別現象をいわゆる実体的な水準においてではなく、関係的水準において把握しようとする点に特色がある。具体的には、障害者にたいしてなされる支援やケアの場面に着目し、「支援する／される」といった社会的な関係性のなかで生ずる両者の認識にみられる齟齬やギャップをあきらかにしていくことになる。生活保護受給者を支援する立場にあるケースワーカーが、なぜ、受給者のところを傷つけるような川柳を詠んでしまったのか？ そうした川柳を福祉関連の研究誌に掲載した編集者の判断は、はたしてまちがっていたのだろうか？ また、障害者が、ケアを受けるヘルパーの手を、あえて「私の手」と主張するさいに、そこにこめられていたルサンチマンや矜持はどのようなものだったのか？ これらの問いに導かれて、私たちは、「支援する／される」といった社会関係において、これまで意味づけられてこなかった〈関係性の間隙〉とでもよぶほかない領域に遭遇することになる。この論文では、そうした〈関係性の間隙〉を記述するための方法にたいして、あらたに「ソシオグラフィ sociography」という呼称を提案する。

キーワード：構造的差別、ソシオグラフィ、幸福と不幸の弁証法

*関西学院大学

1 第1の手紙 媒介としての手紙

1.1 手紙という形式

なぜ、学術雑誌に掲載される本論文をあえて手紙の文体、すなわち書簡体によって書こうとするのか？

私は、手紙文には、つぎのような一見正反対の性質が、同時に備わっていると思います。ひとつは、ラブレターがもつような、特定の人物に宛てられた、きわめて個人的で、かつまた内密でもあるような性質。もうひとつは、投書や公開書簡にみられるような、不特定多数の人びとに宛てられた、公的で、かつまたオープンな性質です¹⁾。

私がこの論文で目論んでいるのは、いわゆる「学術論文」のエクリチュールに、これら二つの性質を生みだす背景にある、手紙を執筆するさいに私たちを促す諸動機を取り込みたい、あるいは、回復したい、ということなのです。

その理由は、ひるがえって「学術論文」という形式が、今日、私たちに要求している約束事を思い浮かべればわかっていただけるでしょう。

すなわち「学術論文」とは、第1に、その読者として、一定の専門的な知識やパラダイムを共有している、限定された学者集団を想定します。したがって、不特定多数の人に読んでもらおうとするさいに不可欠な、できるだけ平易な表現を工夫するといった配慮や努力が必要ではなく、その結果、しばしば難解な専門用語（ジャーゴン）やとっつきにくい独特の言い回しが多用されることになりがちです。

また、第2には、一般に「学術論文」の文体には、実証主義的ないし（社会）科学的な文体が要請されます。そのため、研究者が論文のなかで、個人的な感情を吐露したり、みずからの経験を内省したりすることにたいしては、はじめから文体的な制約が課されてしまっているわけであり、その点で私たち研究者は、あらかじめ実証主義的な「中立的な第三者」あるいは「冷静な観察者」といった立場性の枷をはめられてしまっている、といっても過言ではないでしょう。

このような現状にたいして、私がこれまでに手紙という形式に仮託してきたもの。それは、かつて被差別部落で聞き取り調査をおこなったさいに、その報告書を、たんに、「こんな話を聞きました」「こんなデータが得られました」といった内容のまとめだけに終わらせるのではなく、話を聞きながら「私という人間が、なにを思い、なにに驚き、なにを感じ、なにに感動したか」ということをきちんと伝えることをめざして、それを可能にする文体をあれこれ模索したことに端を発しています。そして、一方では、語っていただいた当の人へむけて、また他方では、研究者集団を越えたより多くの人たちへむけて書く、という多重的な目的にかなう文体として、この手紙という形式を選択したのでした〔三浦，1997〕。

そして、いま、この論文を手紙形式で書くにあたって、私には、書簡体という、広範な読者に開かれた文体をもちいながら、なおかつ、一定の学術的水準に到達した研究内容を記述するという、もうひとつの見果てぬ夢があると、まずは申し上げておきます。

それにしては「講義」とはなんとも堅苦しい表題ではないか、と訝しむ向きもあるでしょう。しかし私には、まだ社会学の専門性を十分に身につけていない数百人にのぼる学生を相手におこなう「講義」は、「学術論文」よりもはるかに「手紙」に近いように思われるのですが。

1.2 〈構造的差別〉とは？

本論文の主題となる〈構造的差別〉という発想の核にあるのは、従来の社会科学が想定していたマイノリティ（＝被差別者）とマジョリティ（＝差別者）という二分法的思考を根底から問い直そうとする、きわめてラディカルな姿勢です。

したがってそれは、米国で主張されている「構造的差別」概念が意味するような「結果の差別」（たとえば、産業廃棄物処理施設などに近接した環境条件の劣悪な土地に被差別者が相対的に数多く居住している事実をもって、それ自体が、被差別者への差別にほかならないとみなす考え方）のことではなく、また、いわゆる「社会構造的差別」（社会構造や社会成層における下

層の人たちが差別を被っているという事態を把握するための考え方)とも異なります。

むしろ、この研究でいう〈構造的差別〉とは、従来の「実態的差別」や「心理的差別」という考え方を根本的に批判するところから導かれた「関係的差別」という考え方に依拠するものです²⁾。ここで、「関係的差別」の特徴とは、私たちがある種の関係性のなかにおかれると、個々人のなかの偏見や差別意識の有無とは無関係に、差別に荷担させられたり、差別を引き起こしてしまうことがある、という点にあります。

その意味で、〈構造的差別〉とは、差別現象を、いわゆる実体的(ないし客観的)な水準においてではなく、関係的水準において把握しようとするものであって、前者の実体的観点から把握された「実態的差別」や「心理的差別」との対比を念頭においてみた場合、差別する側とされる側がおかれた社会的な関係性の特質に起因する、いわば「意図せざる差別」だということができるのです。

さて、いったん、差別現象をとらえるパラダイム転換がこのようになると、「マジョリティ」「マイノリティ」という従来の二分法の限界は明らかです。なぜなら、この二分法は、両極にある2つの概念の実体化と固定化を必然的に要請するからです。

それにたいして、私たちがとる戦略的な立場は、「マイノリティのなかの、さらなるマイノリティ」「マイノリティを支援するマジョリティ」「マイノリティと共同するマジョリティ」「マジョリティでありながらマイノリティ」といった複雑な関係性に着目することでした。

この論文では、とくに支援やケアの場面での関係性に着目していくつもりです。

たとえば、重度障害者が家や施設を出て一人で社会生活を営むことをめざす自立生活運動。この運動に取り組む人たちの日常を追った『生の技法』という書物に、印象深いエピソードがでてきます [安積ほか, 1995]。

街で車椅子を待ち伏せるさまざまな障害。近くにエレベーターが付設されていない階段もそのひとつ。車椅子を押してきた介助者が道行く人に協力を

よびかけます。「すいませーん、どなたかこれ上げるの手伝ってください」。そのとき、車椅子に座っていた人から抗議の声。「そういう言い方しないでほしいな。階段を上りたいのは車椅子じゃなくってこの私なんだから。『これ』っていわれると、物みたいにあつかわれてるようでイヤなのよ」。

さて、皆さんがもしこの介助者の立場なら、この発言をどのように受けとめたでしょう。「なんて些細なことにこだわるんだろう。こちらに悪気はないのに」とムツとしても、やむをえないかもしれません。

でも、車椅子に乗った人がこう感じるのには、それなりの理由があったのです。たとえば先のような状況で、階段を前にして途方に暮れている人がいたと想像してみてください。手を貸そうと思立ったあなたがまず語りかけるのは、障害者と介助者のどちらへですか。そうした場合、一般的にいって障害者の頭越しに介助者とのあいだで話をはじまるケースが圧倒的に多いそうです。

ほんらい、街頭での行動の主役は、介助者ではなく障害者であったはずですが。にもかかわらず、つねに車椅子上の人は脇役の座におかれつづけてきたという事実。おそらく、『これ』って、物みたいにあつかわれるのがイヤ」という発言の背後には、これまで主役の座を奪われてきた無数の体験の蓄積があったにちがひありません。だからこそ、彼らは危険と隣り合わせの自立生活をあえて敢行するのです。

気になるのは、この点にかんする障害者と介助者（健常者）とのあいだの認識のギャップです。しかも、ここに登場する介助者や健常者は、まさしく「善意の人」です。そう、彼らは「なんの悪気もなく」車椅子を指さし、「なんの悪気もなく」頭越しの会話をおこないます。

このように、けっして狭量でも排他的でもない、むしろ障害者に理解を示す「善意の人」たちが、それと気づかずに引き起こしてしまっている、人権侵害ではないかもしれないが、人権侵害に限りなく近いなにか。それを大上段に振りかぶった温情主義批判パートナーリズムによるのではなく、あくまで両者の関係性の水準からみていこうとするとき、〈構造的差別〉という言葉が意味をもってくるように思うのです³⁾。

1.3 関係性のソシオグラフィへ

こうした「支援する／される」という社会関係を見つめ直すことによって浮上してくる、これまで（社会的にも社会学的にも）意味づけられてこなかった、いわば〈関係性の間隙〉とでもよぶほかない諸次元。それらを、私たちの認識に掬いあげていくためには、詳細なフィールド調査にもとづいた、深さのある社会記述という方法が、ぜひとも必要になってきます。

フィールド調査などというと、どこか小難しそうに聞こえるかもしれませんが。しかし私自身は、フィールド調査に従事しているのは、かならずしも職業として社会調査に携わっている人に限られるわけではなく、じつは、すべての生活者が、日常生活のフィールドワーカーなのだと考えています [好井・三浦編, 2004]。

じっさい、以下で私たちが参考にする「深さのある社会記述」は、それぞれが、支援する側、あるいは支援される側という立場のちがいはあるものの、いずれも当事者の人たちの手になったものです。

ある人は、毎日の仕事を遂行するなかで、また、ある人は、みずからの日常生活を組み立てていくなかで、自分たちが巻き込まれている諸々の社会関係を根気強く観察しつづけてきました。しかも、それだけでなく、さらに彼らはその結果を、後述するように、たとえば五七五、17文字の川柳という形に表現したり、手記にまとめて出版したりしているのです。これらの実践は、私たちの目からみれば、現代社会において、調査とは意図せずにおこなわれている社会調査の一例であり、また、それにもとづく「深さのある社会記述」の一例だということができます。

ここで不思議なのは、そうした社会記述にたいする適切な呼称が、いまだに私たちのあいだに存在していないことです。

そこで試みに、「ソシオグラフィ」というひとつの呼称を提案したいと思います⁴⁾。

社会的な関係性にかんする深さのある社会記述としてのソシオグラフィ。

もちろん、明確な概念として、この用語を呈示できるようになるには、それこそ、私たちが今後、どれだけ上記の意味での〈関係性の間隙〉について

のソシオグラフィを蓄積していけるか、にかかっているともいえます。

現時点では、関係性のソシオグラフィの特徴としては、従来のエスノグラフィとの対比において、つぎの2点を指摘するにとどめたいと思います。

まず、第1に、ソシオグラフィ (sociography) とは、文字通り「社会についての (socio)」ないし「社会にかんする (socio)」、「記述の様式 (graphy)」のことをさします。その意味で、記述の基本的な対象が、社会の集団や組織やネットワークや制度を基礎づけているさまざまな社会的な関係性の水準におかれているという点が重要になってきます。したがって、エスノグラフィが目的としてきたような「文化」についての「全体的な」記述を、かならずしもめざすものではありません。極端に聞こえるかもしれませんが、ソシオグラフィの観点からは、ある種の〈関係性の間隙〉に肉薄していれば、たった一句の川柳でさえも立派なソシオグラフィといえるのです⁵⁾。

第2に、ソシオグラフィは、当事者性と実践性を重視します。エスノグラフィが、探検家・旅行者・宣教師・植民地行政官・ジャーナリスト・学者などによって主として「外部からのまなざし」のもとに記述されてきたとすれば、ソシオグラフィは、「当事者のまなざし」が十分に記述に反映されることを、なによりも目指そうとするものです。もちろん、記述の主体が当事者のみに委ねられるわけではありませんが、研究者にとっては、記述にさいしてこれまで以上に、みずからの当事者性が問われることになるでしょう。その点で、たとえば既存の「差別する／される」という関係性を、いかにして組みかえていけるのか、といった実践的な志向性も、ソシオグラフィを特徴づけるもうひとつの性格といえます。

2 第2の手紙 差別者の憂鬱とともに

2.1 差別事件の根

かつて「福祉川柳」事件などとよばれて、いっときマスコミにも大きくとりあげられた出来事があったのを覚えていませんか。

福祉事務所でケースワーカーの仕事をしている人たちが詠んだ川柳がきっ

かけとなり、その川柳を掲載した福祉専門誌が、障害者団体等からののはげしい抗議をうけて休刊においこまれた、あの一連の出来事のことです。

当時の新聞各紙をひらいてみると、つぎのような見出しが踊っています。

「福祉機関誌に差別川柳／生活保護者を冷笑」

（『読売新聞』1993年6月15日付）

「『ケースの死 笑いとはして 後始末』なんて……／障害者団体が抗議」

（『朝日新聞』同日付）

「弱者冷笑する川柳／ケースワーカー専門誌／障害者ら回収要求」

（『毎日新聞』同日付）

この事件がショッキングだったのは、なによりも川柳の作り手が、生活保護の受給者の資格を審査したり、受給者が自立するまで相談にのったり、支援したりすることを仕事としているケースワーカー（正確には、生活保護現業員）の人たちだったからです。

たとえば、こんな川柳を、あなただったらどんなふうを感じるでしょうか。

〈休みあけ 死んだと聞いて ほくそえむ〉

〈救急車 自分で呼べよ ばかやろう〉

〈金がない それがどうした ここ（福祉事務所）くんな〉

〈いつまでも 入院してね アル中精神〉

抗議した障害者団体のつぎのようなコメントは、それなりに肯けるものです。

「良心的な人たちだと信じていたケースワーカーが、実はこんなことを考えていたとはショック。企画した責任者の感覚がわからない」「社会的弱者を守るべき立場の職員が、逆にあざ笑うなんて許せない」

さらに、各紙の論調も、「ケースワーカーが障害者らに対して抱いている不満や嫌悪感を表した作品が目立つ」（毎日）、「生活保護受給者や母子家庭の暮らしを冷笑する作品が半数以上」（読売）、「ほとんどの句が受給者を傷つける内容」（朝日）と、いずれも作者や編集者にたいしてたいへん厳しい見方がなされていました。

こうした報道に接して、多くの人が「こんな川柳を詠んだり、雑誌に掲載するなんて、けしからん、ゴンゴドウダンだ」と憤りを覚えたにちがいません。そういう私も、川柳をよんで啞然とさせられた者の一人ですから、その気持ちはよくわかります。

ただ、冷静になって考えてみると、どうもこの事件の根は、報道された現象そのものより、もっと深いところにあるように思われてきたのです。

そうした直感を私にもたらしたもの。それは、これらの川柳がかもしだす一種異様なふんい気であり、周囲に漂っている切迫感でした。

2.2 川柳の力

新聞に掲載されていた川柳のなかには、こんなものもありました。

- 〈訪問日 ケース元気で 留守がいい〉
- 〈親身面 本気じゃあたしゃ 身がもたねえ〉
- 〈茶はいらぬ のんだら最後 一時間〉
- 〈母子家庭 見知らぬ男が 留守番す〉
- 〈ゆくたびに おなじはなしに うなづいて〉

訪問先の茶の間にあがりこんで、受給者の人たちとひざをつきあわせて話し込んでいるケースワーカーの人たちの姿が、ありありと浮かんできませんか。

きっと受給者の側にしてみれば、求就活動にたいする不安や、現在の職種への不満などがたまりにたまって、グチや繰り言がとめどもなく口をついてでるのでしょう。聞いているケースワーカーは、チラチラと時計をにらみな

がらため息をもらしています。その顔に浮かんだ焦りや苛立ちの表情も、手にとるようにこちらに伝わってきます。

それにしても、彼らはいったい、なににそんなに苛立っているのでしょうか。

じつは、ケースワーカーの仕事というのは、受給者が自力で生活していけるように助言や励ましをあたえる、といった自立のための支援だけではなかったのです。

その一方で、ケースワーカーには、保護基準を厳正に適用することが求められています。そのためにケースワーカーは、生活保護の受給者（あるいは受給希望者）に給付をうける資格がそなわっているかどうかをチェックするために、定期的に預貯金等の資産調査、扶養義務者にたいする扶養能力調査、稼働収入にかんする就労先調査などをおこないます。

そして、一定以上の貯蓄や収入があったり、あるいは扶養できる者のいることがわかったときには、生活保護費の支給をうちきる手続きをおこなわなければなりません。

これは、物理的にも精神的にも、なんともハードな仕事ではないでしょうか。

一方で、受給用件を厳密に審査し（要件を満たさない者への支給をとりやめ）、一方で、受給者を支援し自立へ導くという、アクロバットの作業。いかえれば、ケースワーカーには、受給者の人たちにたいして励ますとともに奪いとり、信じるとともに疑いをいやくといった矛盾にみちた態度が、職務上、要請されているのです。

そうした点で、訪問先での「見知らぬ男」とのはちあわせといった、ほほえましい（あるいは、おめでたい）市井生活の一コマも、受給者の痛くもない腹をさぐらねばならぬあらたな厄介ごととして、ケースワーカーの肩に重たくのしかかってくるのでした……。

たった数句の川柳。

でも、それらが私たちの目の前に浮かびあがらせた光景は、今日の福祉現場が直面している困難な状況をなまなましく伝えてくれているように思いま

す。

そしてそれらは、なによりも、普段はみることのできない、ケースワーカーの人たちのこころの奥底にとどこおっている、ねっとりした澱のようなものを、もろ手でつかみだしてみせつけてくれたのでした……。

2.3 差別表現の覚悟

私は、福祉機関誌に載せられたこれらの川柳作品は、ブラックユーモアとよぶことができるように思います。

でも、このようにいうと、すぐにもつぎのような疑問が投げかけられるにちがいません。

——たとえそうだととしても、差別や偏見を助長するような表現をおこなって、受給者の人たちを冷笑したり傷つけたりすることが許されてよいはずがないだろう？

この問いにたいする私の答えは、はい、であるとともに、いいえ、でもあります。

私も、基本的には差別的な表現はしないにこしたことはないと思います。ただし状況によっては、差別表現をもちいることが許されるようなケースが、たしかにあるように思うのです。

ためしにもう一度、川柳を読んでみてください。

なかには、人の死や病者を冒瀆していると批判されても仕方がないものもあります。しかしそれらもふくめて、これらの川柳は、いずれもが読者をつよく揺さぶる力をそなえています。思わずこちらを苦笑させたり、嘔きださせたり、唾然とさせたり、憤慨させたり、その反応の仕方はさまざまですが。

しかも、すべての川柳が、私たちにむけて、最終的にはある一事を手をかえ品をかえ訴えかけていたことに気づきませんでしたか。どうか、川柳に詠みこまれたケースワーカーたちの声ならぬ声に耳をすませてみてください。

聞こえてきませんか？ ケースワーカーたちのあげる悲鳴にもた叫び声が。

聞こえてきませんか？ 彼らの発する SOS が。

川柳がくりかえし訴えている事柄。それは、ケースワーカーをとりまいて
いる労働条件のきつさ、厳しさという一事にはほかなりません。

私は、この事件の真因は、彼らの労働条件を抜きにしては考えられないと
思います（奇妙なことに、さきの新聞報道では、この点はまったく触れられ
ていないのです）。

そして、私がこの川柳をブラックユーモアとして評価するのは、ケースワ
ーカーたちが、ある種の差別的な感覚をいだかざるをえないような福祉現場
のかかえる現実を川柳のかたちで表現することによって、現行の福祉制度に
たいする警鐘をうち鳴らしているからです。

私自身は、今回のように、差別表現をおこなってもやむをえないケースと
いうものが存在すると考えます。

そうしたケースとは、(1) あえて差別表現をもちいることが、そうした表
現をおこなわせた社会なり制度のかかえる矛盾や問題点をあきらかにするこ
とに役立つ場合であって、さらにいえば、(2) 差別表現をすることが、それ
を生みだした差別－被差別の関係性を根本から変えていくことに貢献すると
思われるような場合のことです。

もちろん、たとえそのような場合であっても、つぎのような限定条件にた
いして、十分な留保がなされるべきことはいうまでもありません。

すなわち、①差別表現（と、受けとられても仕方がないような表現）をお
こなった以上は、差別を受けた（と、感じられた）側からの批判や抗議にた
いしては、謙虚に耳をかたむけるべきであり、さらに、②差別表現によって
特定、ないし不特定多数の人たちを傷つけたことを、つねに自覚しつづける
覚悟をもつことです。それは、「差別者」と非難される憂鬱をあえてひきう
けて生きていく覚悟、といいなおしてもよいでしょう⁶⁾。

2.4 命がけ

……それにしてもあの川柳の差別的な表現はあまりにひどすぎる、許容限
度をこえているのではないかとお思いの方には、ぜひともつぎの本を読ん

で見られるようにおすすめします。

社会福祉事務所でケースワーカーとして8年、面接員として5年。そんなキャリアをもとに三矢陽子さんがあらわした本の題名は、まさにそのものズバリの『生活保護ケースワーカー奮闘記』[三矢, 1996]。

三矢さんは、本書のなかで、ケースワーカーの職務内容は、生活保護法のもつ制度的矛盾をかかえこんだ「ストレスの多い」「命がけの」仕事だとくりかえし書いています。

それにしても、「命がけ」とは穏やかではありません。

しかし、保護費の給付を受けられなかった暴力団関係者に、逆恨みから「お前ら殺しても（拘留は）8年や！」とおどされたり、あるいは、アルコール依存症で入退院をくりかえす保護者とのあいだで、「入院したいのなら自力で入院先を探せ!」「お前、なめてんのか! 殺したる」とせっぱつまったやりとりがなされたり、といった三矢さんやその同僚たちの体験談を読んでいくうちに、しだいにそれがけっしてオーバーな表現でないことがわかってきました。

さらに、詐欺、恐喝、傷害、器物破損などの容疑で、逮捕・拘留が十数回にのぼったというあるケースの場合。とても一人のケースワーカーでは対応しきれず、福祉事務所の保護課全体で対応せねばならないほどの「無法」ぶりであったということですが、彼が亡くなったとき、最後まで彼のことを気づかい奔走していたケースワーカーが、「ホッと安堵した」と思わずもらしたというエピソードなどには、まさに川柳に詠まれた世界をほうふつとさせるものがありました。

そして圧巻は、病におかされた保護課の係長が、死の2ヵ月前にもらしたという言葉。ここに、その部分を引用しておきたいと思います。

またやはりそのころ、私の担当する保護者が、親が思うように老人ホームに入所できないことに業をにやして老人福祉現業員に罵言罵倒をあげせる場面があった。日ごろから反社会的態度が目立つ保護者ではあったが、若い老福担当は人格を著しく傷つけられる言葉を投げつけられて

も、じっと耐えていた。……その時、係長が小さな、しかし怒りをこめた声でポツリと『なぜ、あんなヤツが生きているんだ。許せん。死ねばいいんだ』といわれた。私は一瞬、耳を疑った。福祉行政に携わる人間にとって、いっては何らない言葉であった。それを温厚で辛抱強く『保護者から勉強させていただいているんだ』が口グセの、係長の口から聞こうとは……。[三矢, 1996: 187-188]

2.5 M 編集長へ

機関誌に川柳を掲載して以来、短期間のうちに、各地の福祉事務所に1,000件をこえる抗議がよせられ、編集長ご自身も連日の抗議の電話への対応に、ほとほと疲れきったご様子だったとどこかの新聞に書かれていました。

M 編集長、あなたは、マスコミの取材にたいして「川柳という表現方法では適切に真意が伝わらなかった」と反省の弁を語っていましたね。また、「(川柳を) 載せたのは、判断ミスだった」とも。

しかし、私は、川柳を機関誌に掲載することを決めたあなたの判断は、けっしてまちがっていなかったと思います。

生活保護受給者を傷つけたり、差別を助長しかねない表現がなされていることは否定できません。にもかかわらず、私は、差別的な表現をあえて公表していかざるをえない社会的な状況というものがあり、これらの川柳が詠まれた福祉をめぐる今日的状況こそ、まさしくそれにあたると思うのです。

1983年にうちだされた生活保護の「適正化」政策による保護費の大幅カットと福祉事務所のケースワーカーの減員とが、福祉の現場にもたらしたさまざまな歪み。そのあおりをもろにこうむったのが、生活保護受給者であり、さらに行政と受給者のあいだで板ばさみになったケースワーカーたちでした。

ある新聞には、ケースワーカーからのこんな便りが載っていました。

「あれを掲載したのはおかしい。でも、川柳のほとんどが、自分も体験したことであり、苦笑したり噴き出してしまった。職場の仲間にも見せたが『わかる、わかる』という反応だった……。福祉の理想と現実の差が大きす

ざる。国民も行政も福祉への理解が浅いのではないか」（『毎日新聞』1993年7月7日付）

このように他のケースワーカーのなかにも、川柳にたくされた思いにたいして共感を覚えた人が少なからずいたようです。

それだけではありません。そうした部署に配属されれば、私たちもまた、川柳に表現された差別的（と受けとられるような）感覚をいじめてしまったであろうことは、それほど想像にかたくはありません。

だとすれば、このたびの事件をひきおこしてしまったあなたがたのかかえる深い憂鬱は、じつは立場が変われば、私たち自身のものでもあったはずなのです。

もちろん、川柳を目にした受給者や障害者の人たちを傷つけてしまったことにたいする責任が、機関誌にかかわったあなたがたにあることはたしかです。

しかしだからといって、たとえ機関誌を休刊にしたところで、責任をとったことになるとはとても思えません。

むしろ、川柳にたいしてよせられた批判を機関誌に掲載するとともに、当事者のみなさんに川柳が詠まれた背景を（自己弁護でもよいですから）執筆してもらい、あらためて、ケースワーカーと生活保護受給者とのあいだでの対話をはじめていくことこそが、いま、編集者に求められているように思います。

差別表現がポジティブな意味をもってくるのは、それが現行の福祉制度の見直しにつながったり、ケースワーカーと受給者の関係をつくりかえていくことに寄与しうる場合をおいてはないでしょう。

もちろん、そうした環境をつくりだすためには、差別表現にたいする私たちの態度を変えていかなければならないとも思います。

差別表現を、いけない、許せないと、非難するのは簡単です。

でも、差別をした（してしまった）者の憂鬱を、とことん自分のものとして理解していくこと、そして、そうした憂鬱を共有する立場から、差別によって傷ついた人びととの対話の可能性を模索していくことも、私たちがとる

べき選択肢のひとつであるように思うのです。

3 第3の手紙 私の手になれますか？

3.1 人のおしりと自分のおしり

はじめから、臭い話ですみません。

「どうして、そんなふうにするん？」

洋式便器のそばにやってきて、じっと私の仕草をみまもっていた3歳の娘が、こうつぶやいたのです。

「……？」

なにを聞かれているのか、にわかにはわかりませんでした。ふと、手元をみると、そのとき私は、折りたたんだトイレットペーパーを、両手でくしゃくしゃと揉みこんでいるところでした。

すぐに気づかなかったのは、そうするのが癖になっていて、自分で意識していなかったからでしょう。まえに痔をわずらって以来、トイレットペーパーでさえ、よく揉んでつかうのが習慣になっていたのです。

娘のいだいた疑問の中身がようやくわかりかけたとき、私は、ハッとさせられると同時に、内心ひどく赤面しました。

やはり、その時分のことだったと思いますが、「おわったー」という娘の大きな声がトイレからあがると、なにをしてもすっとんでいって拭いてやるのが日課になっていました。

拭くときに、すこしでも力をいれると「いたい！」というので、急いでいるときでも、できるだけこすらないように、十分気をつけてきたつもりでした。でも、やっぱり、人のおしりは自分のおしりとおなじようには拭いていなかったのです。

そのことは、自分のおしりを拭くときだけトイレットペーパーを揉んでわからくしていた私の行動が雄弁にものがたっているでしょう。

ただ、娘の不思議そうな表情をまえにして、ハッとさせられたのには、ほかにもまだわけがあったのです。

その瞬間、私は一足飛びに、40年近くまえの辛い記憶にひきもどされていたのです。そこには、おない年の女の子の不可解なしぐさに出会い、茫然とたちすくんでしまっている幼時の私自身のすがたがありました……。

東京都区内にある幼稚園に通っていたときのことです。家族とともに山口県の山村から引っ越してきていた私は、病気がちで1年の半分ちかくを欠席したこともあって、なかなか友だちができませんでした。

ですから幼稚園では、教室や園庭のすみっこにひとりであることがおおく、ほとんど人と口をきいた記憶がありません。そんななかで、一度だけ、おもいきって自分のほうから女の子に話かけたことがあったのです。きっと、幼いながら、彼女にたいしてほのかな恋心のようなものをいっていたのでしょう。

その女の子は、はじめのうちはずきながら、こちらのいうことを聞いてくれていました。ところが、私が冗談をいったわけでもないのに、とつぜん、その子が笑ったのです。しかも、その顔には、こちらを冷たくつきはなすような、あざけりの表情が浮かんでいたのです。私は、なにがなんだかわからなくなり、それっきり口を閉ざしてしまったように思います。

40年まえに私にふりかかった出来事というのは、文章にしてみれば、これだけのことです。

でもその出来事は、その後もずっと十代を過ぎるまで、私のなかにわけのわからない傷となって残りました。そしてその体験は、自分が内気な性格であるという思い込みをますます強めさせただけでなく、女性にたいするある種のコンプレックスとなって、私の思春期に暗い影を落とすことにもなったのです……。

それにしても、なぜ、娘のおしりをふいてやるという経験が、はるか昔の自分の幼児体験をよびさますことになったのでしょうか？

その背景には、じつはある女性による、果敢な問いかけがあったのです。

3.2 ヘルパーさんは私の手

ふたたび、おしりの体験にもどりましょう。

でも、こんどは、私ではありません。手と足が不自由なために、これまで何千回も人におしりをふいてもらってきた、「ケアを受けるプロ」を自認する小山内美智子さんという方の体験です。

小山内さんが、障害者の自立生活運動に取り組むなかでめざしてきたのは、つねにケアを受ける側の立場から、介助という行為を見直していくことだったといえるでしょう。そして、その原点には、つぎのような体験があったのです。

お尻の拭き方に満足いかない時、『もう一度拭いてください』とは言えない。この言葉を言ってしまうとあとで介助者と気まずくなるからと、思い、言葉をのんでしまっている。施設に入り、初めて看護婦さんにお尻を拭いてもらった時、お尻にまだ便がついている感じで気持ちが悪かった。しかし、『もっと拭いてください』とは言えなかった。ただ私は心のなかで“あなたも自分のお尻をこうして拭くの？”と繰り返していた。[小山内、1997：24]

かりに、私自身が介助を必要とする状態になったと想像してみます。

そんなとき自分の介助をしてくれる人に、なるだけ気持ちよく働いてほしいとおもうのは、だれしもおなじでしょう。だから私も、相手のケアの仕方をとがめるようなこと（たとえば、『もう一度拭いてください』というのには、『いまのあなたの拭き方は、いいかげんでしたよ！』というにひとしいですから）は、できるだけ口にしないように我慢するだろうと思います。

しかし、このようなケアをする者とケアを受ける者とのあいだに横たわる非対称な関係性（「世話してあげる者」と「世話してもらう者」との温情主義バターナリズム的な関係）が、ケアを受ける側に、どれだけの不自由を長きにわたって甘受させてきたかを、小山内さんは自身の体験のなかから訴えかけているのです。

たしかに、「お尻の気持ち悪さ」は、そうした不自由のなかでも最たるもののひとつでしょう。

この非対称な関係を脱するために、こころみられたこと。それは、まず、ケアをする者とケアを受ける者との関係のなかから感情的な要素（「なるたけ気持ちよく働いてほしい」）をきりはなし、純粋に金銭的な関係におきかえていくことでした。

小山内さんは、はっきりとこうっています。

「介助を受けるものが、（介助をするものの）上に立たなければならない」
「ケアとは、受け手の好みをよく聞くことである。ケアをする側の考えを押しつけてはいけない」「好みにあわなければきっぱりと（ケアを）断る勇気を身につけることである。かげで文句を言わず直接相手に言えばいい」[小山内, 1997: 24-25]

はじめて施設にはいった日に「もう一度、お尻をふいて」といえなかった少女が、このように言い切れるようになるまでには、どれだけの苦労や試行錯誤があったことでしょうか。彼女が乗り越えねばならなかった困難のかずかずは、正直なところ、私の想像力をはるかにこえています。

それでは、このようにしてつくりあげられてきたケアする者とケアを受ける者のあたらしい関係性とは、いったいどのようなものだったのでしょうか。その特徴は、小山内さんの語るつぎのようなエピソードによくあらわれているように思います。

洗濯機を回す時に、あるおじいさんは洗濯機を回す時間を最長にしなれば怒るといふ。ヘルパーさんが生地が傷むと教えても、そのやり方を変えようとはしない。でもそこで頑固じいさんとは思ってはいけない。ヘルパーさんはそのおじいさんの手であり、妻ではない。間違っ^てい^ても^受け^入れ、黙^々と^言う^とお^りに^やれ^ばい^いの^であ^る。そこが割^りき^れな^い人^が多^い。その洗濯の話^を聞^き、思^わず^噴き^出し^てし^まっ^たが、そこにケアの理念があるような気がした。（傍点引用者）[小山内, 1997: 55-56]

「ヘルパーさんは私の手」という発想が、どれほど従来の温情主義とちがうものであるか、おわかりになりますか。温情主義にたったケアは、親が子をおもう（あるいは妻が夫の世話をやく）ような、いわば保護者の観点からのケアをこれまでおこなってきました（病院や施設におけるケアも、同様なものだったといえるでしょう）。

ところが、自立生活をめざす小山内さんたちは、ケアする側は、保護者どころかもっぱら使用人（つまり障害者の手足）になることに徹せよというのです。この発想の転換だけでも、目の眩むような変化です（はたして、私たちがヘルパーになったとして、自分がまちがっていると思うことでも、指示されたままに黙々とやりとげることができるでしょうか？）。

3.3 その手の感覚

これまで紹介してきた小山内さんの言葉は、すべて彼女の著書『あなたは私の手になれますか——心地よいケアをうけるために』[小山内, 1997]のなかから引用したものです。

一読したところ、彼女はこの本で、ヘルパーの人たちに自分たちの手となり足となることを強要しているようにみえます。読者のなかにはきっと、「それはあまりにも傲慢な態度じゃないか」と反感を覚える人もいるでしょう。

しかしつぎにみるように、小山内さんの以上のような語り方には、なによりもその道の専門家とよばれる人たちにたいする根本的な批判が意図されていたのでした（それと同時に、彼女自身への自戒の念がこめられている点も、見逃してはならないように思います）。

仕事に自信をもち、プロになることは結構なことなのだが、自信過剰になり、これでいいのかという迷いが消えた時、大きな落とし穴があるのではないと思う。長い間ケアをやっていた施設の職員や看護婦、ヘルパーたちにお尻を拭いてもらうと迷いのなさに自信過剰ではないだろうかと感じてしまう。その手の感覚を感じるたびに、自分の生き方にも自

信をもちすぎではいけないと言いつ聞かせている。(傍点引用者) [小山内, 1997: 30]

ながいあいだケアにたずさわってきたプロであるはずの人たちが、いざ、おしりを拭く段になると、ほかの人たちよりも拭きかたが下手であるという皮肉な事態。

しかしほんとは、それは皮肉でもなんでもないのでかもしれません。じっさい小山内さんは、あるところで、こんな謎のような言葉をもらしています。

この本のタイトルのように、私はあなたの手になれないと思っている人が、真のボランティアだと思う

つまり、「私の手になれ」という要求は、もともと不可能を覚悟のうえで、ギリギリのところから発せられた要求なのでした。いいかえると、「私の手になれますか」という問いが意味していたのは、ケアという実践は、ほんらい「あなたの手にはなれない」と断念するところからしかはじまらない、というメッセージだったのです。

その点で、『あなたは私の手になれますか』という本の全体をつつみこんでいるのは、(誤解をおそれずにいえば) 著者の小山内さんがかかえもっているそうした深い断念、ないし、あきらめの気配だといってもいいくらいです。

そして、彼女にそうした断念やあきらめをもたらしているのが、ときに「憎しみさえ覚えてしまう」という看護師やヘルパーたちがおしりを拭くときの「その手の感覚」であったことは、もはやいうまでもないでしょう。

しかも、それはケアのプロである看護師やヘルパーだけの問題ではなかったのです。

なぜなら、毎日のように娘のおしりを拭いてやっていた私自身の経験からしても、私たちが相手のおしりを拭くときに、相手のおしりに感じられる「その手の感覚」を、自分自身はけっして感じるができない、という決

定的な事実があるからです。

たしかに、相手のおしりを拭いている自分の手の感覚はあります。でも、「その手の感覚」を、相手がどのように感じているかは、相手が「いたい」とか「きもちいい」と言葉やしぐさで表現しないかぎり、こちらにはわかりません。

たとえそうした反応がかえってきたとしても、私たちには、その様子や語調から、相手にとって「その手の感覚」がどうであるかを、たんに推測してみることはできないのです。

そして、じっさいのあわただしい日々の生活のなかでは、いちいちおしりの拭き具合をめぐるコミュニケーションがなされることなどめったにないのです。

だとすれば、小山内さんの感じている「断念」や「あきらめ」は、けっして個人的なものではなく、普遍的であると同時に、人間存在にとってきわめて根源的な感覚というべきです。

3.4 共感をこえて

幼稚園時代にまつわる私の不幸な体験が、おしりを拭くといった日常のささやかな経験から一気によみがえるにあたっては、じつは、小山内さんが投げかけた「私の手になれますか」という根源的な問いが、大きく関係していたのでした。

そして、今日、私が差別問題にたいしてもっているスタンスが、これから述べるその幼児体験を反映していることを再認識させてくれたのも、やはり、このおなじ問いかけだったのです。

さて、あの体験には後日談がありました。

大学にはいり、心理学関係の本を読んでいたときのこと。ある箇所にかかかって、私は、その記述にくぎづけになってしまいました。そして、あれ以来私のこころに懸かっていた不可解な謎が、一挙に氷解していくのを感じていたのです……。

たしか発達心理学にかんする本だったと思います。そこには、子どもが母

語を習得するうえで、3、4歳という年齢がいかに重要な時期であるかが書かれていました。

とすると、私が東京にでてきたのは、ちょうどその後半の時期にあたるわけです。では、私が習得していた母語とは、どんな言葉だったのだろうか？

そう考えてみて、私には、女の子が笑った理由がはっきりわかったのです。

東京での生活が1年を過ぎていたにしろ、私がしゃべっていた言葉のベースにあったのは、依然として山口県の出奥の方言でした。しかも、母や姉に囲まれて育ったせいで、私が口にしていたのは、方言のなかでもとくに女言葉だったはずですよ。

それらの方言は、いまの私からはすっかり失われてしまいました。残っているものといえば、いくつかの断片的な記憶のみです（たとえば、自分のことを「ほく」といわずに「うち」とっていたこととか）。

それでも、独特な方言語彙といい、イントネーションといい、聞きなれぬ山口言葉を耳にした若い女の子が感じたであろう違和感や滑稽感を想像してみるのには、それほどむづかしいことはありません。

あのとき、女の子の表情のなかにあざけりの視線を読みとったのは、自分のまったくの誤解だったとわかったときの、なんともいえない解放感。そして、ひとりよがりのコンプレックスに悩まされてきた自分にたいするおかしみ。

なんだか、青春の笑い話みたいなオチがついてしまいました。でも、それもいつかのことで、気がついてみると私はさらなる困惑の淵につきおとされていたのです。それは、こういうことです。

女の子になんの悪意もなかったことは、わかりました。しかし、あのときの彼女の視線が、十数年にわたって私を悩ませてきたのもたしかです。

だとすると、まったく悪意のない、むしろ無邪気とさえいえるようなごく自然なしぐさや表情が、他人を深く傷つけてしまうことが往々にしてあるということになります。しかも、傷つけた側は、傷つけた側で、そのことに気づく手だてさえあたえられていないのです。

この事実は、しばし、私を茫然とさせました。

……他人の痛みがわかる人になりなさい。この教えが、そのときほど白々しく聞こえたことはありません。

ひろがえて、人のおしりを拭くという経験についても、「悪意などない、ごく自然な」拭き方をしているつもりが、結果的にとりかえしのつかないほど深く相手を傷つけてしまっているケースのあることをみてきました。

「私の手になれますか？」という挑戦的とも聞こえるこの問いが、私たちに伝えようとしていたこと。それは、私たちの身のまわりには、どんなにがんばっても共感しきれない他者の痛みの領域が存在するという事態でした。

その点を、小山内さんはストレートにこうっています。

一口に障害者といっても、歩ける人は歩けない人の気持ちはわからない。手の使える障害者には、鼻水が恐怖であることはわからないであろう。肌でわかりなさいと言ってもわからない。わかり得ないことはたくさんあるのだ。[小山内, 1997: 94]

私たちにまず必要なのは、安易な共感への道などではなくて、自分には共感することのできない領域が茫洋としてひろがっているという事実を認めることでしょう。

そして、その事実をみとめたうえで、相手からよせられてくる予想もしない苦情やクレーム（「もっと丁寧に、もう1回！」）にたいして、ゆったりと耳をかたむけられるこころの余裕をもつことが、私たち一人ひとりに求められているように思うのです。

4 追伸（結びにかえて）

この論文は、現代社会における「支援する／される」「ケアする／される」といった関係性が、なかば必然的に抱え込まれてしまっているある種の不幸にたいして、正面から向き合おうとする試みであったといえます。

〈構造的差別〉とは、じつは、そのような不幸の別名にほかなりません。

その結果として、あきらかになったこと。それは、ケースワーカーにとつての「憂鬱」や障害者にとつての「断念」といった諸々の不幸は、かならずしも、それ自体として、完全に否定されるべきものではない、という点です。つまり、これらの事例が私たちに指し示していたのは、真の幸福の追求は、不幸という現象の政策的な除去や一掃という対応によってもたらされるものではなく、むしろ、そうした不幸にたいして徹底的に寄り添うこと、あるいは、そうした不幸を極限まで享受することによってしか達成されえないものである、という、厳然たる真理でした。

ただ、誤解のないようにいっておけば、不幸の享受といっても、それはもちろん、コント・スプーンヴィルのように、幸福へ至るためのたんなる心理的な機制として「絶望」という契機を称揚することではなくて〔Comte-Sponville, 2000〕、あくまで、不幸をうみだしてきた社会的な諸制度の徹底的な分析、および、そうした関係性の組み替えという私たちの目的にかなうかぎりにおいてのことではあります。

その点で、被差別部落に住むある女性のつぎのような言葉は、こうした幸福と不幸の弁証法を、如実に示しているのではないのでしょうか。

「私自身は、そのう、差別する人の意見を聞いたときに、あつ、面白い考え方する人があるんやなって、すごく楽しいんですよ（笑）。それを聞くことによって、メゲる、じゃなくて、いまはほんまに、あ、こういう考え方の人がいるんやなって、ものすごくね、楽しんでいってるなど、自分自身思う」

注

- 1) 書簡体のもつ特質については、葛山〔2000〕の議論が参考になった。
- 2) ここで「実態的差別」「心理的差別」とは、それぞれ差別現象が生ずる原因を、貧困・職業・教育水準などの社会の実態的要因や、偏見・差別意識などの心理的要因によって説明しようとする考え方のことをさしている。
- 3) こうした研究をさらに展開させたものとして、障害学による一連の研究〔石川・長瀬編, 1999; 石川・倉本編, 2002〕があげられる。
- 4) 「ソシオメトリー」「ソシオグラム」といった造語が、心理学的な傾きをもちつ

つも、社会学の領域内に位置づけられているのに、「ソシオグラフィ」という呼称やジャンルが社会学に存在していないということ自体、奇妙なことに思われる。

- 5) エスノグラフィが、ギアーツのというような文化にかんする「分厚い記述」[Geertz, 1973] を特徴としているのにたいして、ソシオグラフィは、社会関係についての「深い記述」を特徴とするといえるだろう。もちろん、ヴァン・マーンが、社会関係にかんする記述を分厚く積みあげていくことによって、結果として、エスノグラフィへと到達したように [Van Maanen, 1988]、ソシオグラフィとエスノグラフィとが重なってしまうことも十分にありうる。ただ、社会関係にかんする「深い記述」を分厚く重ねることによって描きだされる世界は、従来エスノグラフィによって描かれてきた世界よりも、はるかに広範な領域にわたることになるだろう。
- 6) 差別語・差別表現については、田中 [2001] が参考になった。

文献

- 安積純子・尾中文哉・岡原正幸・立岩真也, 1995, 『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学 増補・改訂版』東京: 藤原書店.
- Comte-Sponville, André, 2000, *Le bonheur désespérément*, Nantes: Édition Pleins Feux. (=2004, 木田元・小須田健ほか訳, 『幸福は絶望のうえに』東京: 紀伊國屋書店.)
- Geertz, Clifford, 1973, *The Interpretation of Cultures*, New York: Basic Books. (=1987, 吉田禎吾・柳川啓一他訳『文化の解釈学』東京: 岩波書店.)
- 石川准・倉本智明編, 2002, 『障害学の主張』東京: 明石書店.
- 石川准・長瀬修編, 1999, 『障害学への招待——社会、文化、ディスアビリティ』東京: 明石書店.
- 葛山泰史, 2000, 『友愛の歴史社会学——近代への視角』東京: 岩波書店.
- 三矢陽子, 1996, 『生活保護ケースワーカー奮闘記』京都: ミネルヴァ書房.
- 三浦耕吉郎, 1997, 『被差別部落への5通の手紙』天津: 反差別国際連帯解放研究所が.
- 小山内美智子, 1997, 『あなたは私の手になれますか——心地よいケアをうけるために』東京: 中央法規.
- 田中克彦, 2001, 『差別語からはいる言語学入門』東京: 明石書店.
- Van Maanen, John, 1988, *Tales from the Field: On Writing Ethnography*, Chicago: University of Chicago Press. (=1999, 森川渉訳『フィールドワークの物語——エスノグラフィーの文章作法』東京: 現代書館.)
- 好井裕明・三浦耕吉郎編, 2004, 『社会学的フィールドワーク』京都: 世界思想社.

Lessons on Human Rights Derived from Epistolary Style : Essay in Sociography of Structural Discrimination

Kōkichirō Miura*

■Abstract

This essay serves as a methodological attempt to recognize, analyze, and describe the social misfortune of discrimination. By reexamining from the ground up the conventional dichotomy between the minority (those who are discriminated against) and the majority (those who discriminate against others), we propose a new framework of awareness we call “structural discrimination.” Structural discrimination is unique in that it attempts to understand discriminatory phenomenon not from a so-called substantive standard, but from a relational standard. Specifically, if we focus on the support or care provided to the handicapped, we clearly begin to see a disparity or gap open up in the way we perceive the two parties that emerge out of this social relationalism, that is, between the “helper” and the “helpee.” Why did the one case worker, who was serving as a supporter to an everyday care service recipient, compose a satirical poem to hurt that person’s feelings? Did the editor who printed that satirical poem in the welfare-related journal make an error of judgment? Also, what is the nature of the resentment or animosity implied when a handicapped person emphasizes that the hands of a helper caring for them are “my hands”? Led by these questions, we run into an area that we can only call the “relationalism gap,” an area which has yet to be defined in the context of the social relationship between “helpers” and “helpees”. This essay proposes a new name, “sociography,” as a method of describing this “relationalism gap.”

Key words : structural discrimination, sociography, dialectic of happiness and unhappiness

*Kwansei Gakuin University